

今村 均 陸軍大将

教育問題プロジェクトチーム

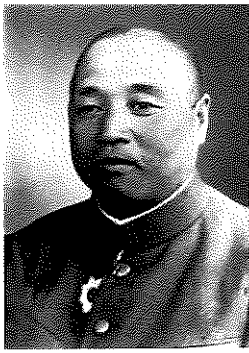
今野 茂雄 陸自69

はじめに

「先人の足跡」は、読者の皆様方がお子さんやお孫さんに読み聞かせ、道徳の大切さを知って頂くことを趣旨としています。

今回は大東亜戦争開戦時に第16軍司令官としてインドネシアに進攻してジャワに居り、昭和17年11月から終戦時までは日本のはるか南方ラバウルの第8方面軍司令官であった今村均陸軍大将（以下今村という）の物語です。物語は今村の責任感溢れる場面が顕著に表れていると思われる終戦後の生き様を対象とします。

今村は終戦後、司令官であった当時の罪のない部下将兵が次々と戦犯（戦争犯罪人）として捕えられ処刑されるなか、裁判の不当性を訴え、「最高指



今村均陸軍大将

(出典：ウィキペディア)

揮官の自分を裁けばよい」と訴え続け、自らも進んで刑務所に入りました。68歳で刑期を終えた後は、前もって自宅に建てた三畳一間の小屋に住み、あたかも刑務所にいるかのように過ごしました。それはまるで戦争当時司令官として敗北の責任と裁判で救えなかった部下将兵に対する贖罪のため、82歳で生涯を閉じるまでの14年間を刑死者の慰霊と遺族の援護に過ごしました。このように今村の半生は実に責任感に満ち溢れた人でした。

では次にその細部を紹介します。

戦い終わる

1941年(昭和16年)12月に始まった大東亜戦争は、1945年(昭和20年)8月15日、日本が降伏し、戦いが終わりました。

終戦時今村は、第8方面軍司令官として日本の南方約6千kmにあったラバウルの軍司令部にいました。

オーストラリア進駐軍は、1945年(昭和20年)9月10日師団長イーサー少将指揮の下、ラバウルに上陸しました。在ラバウル10万の日本軍(陸軍7万人、海軍3万人)は8カ所に集結、今村以下33人の陸海軍将官は新しく設営された将官村に入りました。イーサー少将は、進駐直後「ポツダム宣言で戦争犯罪が裁判される予定である。

所要の弁護機関を組織しておくよう」と要求しました。

12月5日、高屋大佐はじめ69人が※1戦犯容疑者として指名され、以降次々と今村の部下将兵は強制収容されました。

※1 戦犯は、ニユルンベルク裁判と極東軍事裁判(※2東京裁判)の条例で、戦争犯罪を三つのカテゴリーに分け、侵略戦争を開始した「平和に対する罪」をA級戦犯、従来の国際法に明記されている「通例の戦争犯罪」をB級戦犯、そして戦争行為以外の大量殺戮、虐待などの「人道に対する罪」をC級戦犯と呼びました。本論に出てくる戦犯は、B・C級戦犯に該当し、その裁判はアジア太平洋地域の49カ所で行われた。

※2 東京裁判(罪状「平和に対する罪、訴追対象」政府軍指導者)とB・C級裁判(罪状「通例の戦争犯罪、訴追対象」軍司令官以下の将校、兵士)の違い以外に二つの裁判は、法的基盤が異なっています。例えば、東京裁判は条例に基づいた国際司法裁判ですが、B・C級裁判は厳密な意味での裁判ではなく軍の行政機関であったため後々批判されています。

12月11日、第1回戦犯裁判が開始され、その判決は終身重労働で、12月15日に開始された第2回裁判での判決は絞首刑でした。

弁護団の一員であった太田庄次氏は、裁判について次のように語りました。「これらの事件は、戦争に勝った連合国側が一方的に作った戦争犯罪条例によるもので、しかも原住民らをもそのかして虚構の申し立てをさせ、起訴事実としたものです。法廷での審理にも、被告の真実の訴えにも、弁護上の論理にも一切耳を傾けようとはせず、残酷非情な判決を下していきました」

これに対し今村は、再三申請書を提出し、その不当性を訴える一方、「それでもなお戦争犯罪者として裁こうとするなら、監督指導の地位にある最高司令官を責めるべきで、個々の将兵を裁くべきでない」としたうえで、「速やかに私を戦犯収容所に収容し、裁判に付されたい」と申請書で述べました。今村の再三にわたる申請書も受理されましたが、事実上しばらく無視されていました。昭和21年4月28日、熱心な申請への努力が実ってラバウル戦犯収容所に入ることができました。

今村の収容所での行動は、刑務所長の判断で相当の自由を与えられていました。今村は、部下戦犯の裁判から一身上に至るまで相談を慈父のように受け入れ、一つ一つ助言していました。

例えば、6月のある日、休憩所にいた今村のもとに1カ月ほど前死刑判決を受けた酒井伍長が訪ねてきました。酒井は「インド人患者の大部分が熱帯潰瘍かマラリアにかかっているのです。軍医が『足をきれいに洗っておかないと潰瘍は大きく広がる』と注意しても、いつも不潔にしている者があり、マラリア予防薬のキニーネを飲むふりして捨てたりするものがいました。そういう者を見つけたときは、こらしめのため平手で頬を打つたことがあるのです。早く潰瘍をなおし、マラリアにかからせなためでした。裁判では少しも隠さず自分のやったことを述べましたが、認められず、彼らが書面で私の取りあつかいのため死んだインド人病人もいたなどと告訴したため、極刑を宣告されました。

東京にいる母のことを考えますと、心が乱れます。私が刑死したのち、母はどうして世を過ごすだろうかと心配になりました。昨夜は一睡もせず夜を明けました」という。今村は慰めの言葉を述べた後、「私も裁判で、君たちのあとを追いつ、やがてこの世のほかに行くことになろうと思う。が、万が一、何かの機縁できみのお母さまに会うようになったら、きみの思いをお伝えする」と約束しています。

今村はこのような軍事裁判を合法正

当なものとは認めていません。その理由は酒井伍長の例にも関連する項目がありますが、次のとおりです。

1 敗者だけを裁き、戦勝者の行為には一切触れようとしない。たとえば、帰還復員のため、武器を捨てて日本船の来着を待機している日本軍に対し、各種の強制労役を課したり、我が將兵に加えた豪軍人の不法暴虐は、いっこうに裁こうとしない。

2 この裁判は終戦の年(1945年)に、戦勝国間だけで決めた戦争犯罪法を根拠としたもの、世界が認めた国際法に基づいたものではない。

3 日本軍首脳部の責任である事項を無視して、下級者を罰している。

4 一般の裁判、とくに証拠を尊ぶ英法裁判では許していない聞き伝え証言を、この軍事裁判は有効としてとりあげ、罪状を決定する。

5 苛烈な戦況下に行なわれた行為とか、戦場心理などは、すべてこれを無視して考慮外に置き、平常的観念で裁く。

いずれも当を得た内容といえます。

自決を図る

入所した3カ月後の昭和21年7月27日夜明け前、今村は自決を図りました。が、未遂に終わりました。

調べの通訳を務めた海軍大尉片山日出雄によると、終戦の詔勅が出されたのは、各方面最高指揮官の一人として、職責を完うしなかつた為である。例えば、連合軍から重要地域を衝かれるなど、当方面最重要な防衛線が次々と破られたことは、最高指揮官の責任である、と今村は述べています。

ひとつの責任の取り方として自決することが適切な責任の取り方なのか、今村の心境には暫く迷いがありました。片山日出雄は9月14日の日記に、次のように書いています。

「自分(今村)は戦犯者の遺族に対し、特に絞首刑になった方の遺族に、実情を伝える義務があり、又武人として責任をとって自決する義務あり。武人の道をとるか人道の道をとるかにつき迷っておられる」と。しかし、やがて迷いの道を脱し、自決によつて武人の責任を果たす道を断念し、その後の責任の取り方として戦犯をはじめ旧部下たちの世話、戦死者・刑死者の慰霊と遺族の援護に生涯を捧げていくことになりました。

しかし今村の部下戦犯に対する応援が進まない中、ラバウルの豪軍事裁判は、昭和21年初めから22年春まで今村の部下7万人中104人に対し、インド人、中国人、インドネシア人等ら約29人に死刑、6人に無期刑、69人に有期刑の判決を下しました。今村を初めとする4将軍の裁判は、新たな裁判体制をとる関係上、豪軍事裁判の最後になりました。

昭和22年5月16日、今村の裁判において、今村は、最高指揮官としての監督不十分の理由で、10年の有期刑を宣告されました。

次の裁判のためバタビアへ

注・バタビアはインドネシアの当時の首都、現在のジャカルタ。

今村は大東亜戦争開戦当時、第16軍司令官で、インドネシアを占領下に置いていたオランダ軍を降伏させ、ジャワ島に軍司令部を設置していました。そうした経緯からオランダ軍による軍事裁判の必要上、昭和23年5月1日ラバウルを発ち、3日バタビア飛行場に着陸、郊外のストラスウエイク刑務所に収容されました。

次いで9月18日チビナン刑務所へ移されました。この刑務所はバタビア市内にあつてジャワ最大規模の刑務所でした。

今村の公判は昭和24年3月8日から始まり、3月15日に終了し、判決は後日宣告されるとなり、臨時軍事裁判は終了しました。

その後、インドネシア政治情勢の変

化に伴い、日本人の戦争犯罪裁判を12月26日まで完了しなければならなくなり、12月6日にチビナン監獄からバタビア北側海上のオンドロス島へ移されました。

昭和24年12月24日オンドロス島刑務所において、「オランダ軍臨時軍事裁判は、起訴の犯罪事実は証拠無きものと認定し、無罪」を判決しました。しかし、今村にはラバウルの豪軍事裁判で10年の禁固刑を受けているので、その残りの刑期があります。

その判決が下る以前、ラバウル収容所からマヌス島に移された戦犯たちの苦境を、ラバウル収容所当時から交流のあった元海軍中佐畠山国登の手紙で知っていた今村は、「かつての部下たちを含むその人々がそんなに苦しんで

いるのを見すておくわけにはいかない。生命のある限り彼らと行動を共にするのが私の義務であり、運命であると思つた」と、『我ら戦争犯罪人にあらず』の手記に書いています。

無罪判決後、すぐに今村は、オランダ軍当局に「私だけは、豪軍の戦犯収容所のあるマヌス島へ送り返してください」と申し入れましたが、断られていきます。こうして今村の願いもむなしく、日本人同囚700人とオランダ船で日本に向かいました。

再度希望してマヌス収容所へ

昭和25年1月日本に到着し、米国の管理下にあった巢鴨刑務所に収容されました。今村は、収容されてからも巢鴨刑務所長に面会を求め、マヌス島への転送を求めました。また、今村は妻久子にもマヌス島行きを希望を語り、妻は今村の希望に沿ってマッカーサー司令部に何度も懇請しました。

しかし事態は一向に変わりませんでした。事態が動いたのは、終戦後ラバウル刑務所で今村の副官を務め語学達者な薄(すすき)平八郎元大尉が、マッカーサー司令部にいる知り合いに希望を伝えたことに始まります。

当時の新聞記事によると、マッカーサーは「私は今村将軍が旧部下戦犯とともに服役するためマヌス島行きを希望していると聞き、日本に来て以来初めて真の武士道に触れた思いだった。私はすぐ許可をするよう命じた」とあり、この発言に見るとおり、今村の希望はマッカーサー将軍をいかに感動させたかが分かります。

こうして今村は、2月21日横浜港を出港しました。3月4日、マヌス島へ上陸、直ちに豪海軍刑務所に入ったところ、400人の戦犯たちは声を上げて迎えてくれ、その夜は真夜中まで語りあかした、といひます。この日は戦犯たちの待ちようと今村の希望が重

なった時でした。

畠山国登は「今村さんがマヌスに連れてからは、収容所の状況が一変し、豪兵の我々に対する取り扱いも好転した。今村さんの人格の力がいかに大きいかを、改めて知らされた」と書いています。

マヌス島での今村の戦犯に対する態度は、ラバウル収容所と同じで全ての戦犯に差別なく接し、相談にのり、かつての部下の言葉を決して疑おうとしない態度はその後とも変わりません。1953年(昭和28年)7月、豪軍は、マヌス島の刑務所を閉鎖しました。

これにより、今村以下全員が帰国することとなり、8月8日横浜に着きました。刑期の残る今村は巢鴨拘留所に入りました。

拘留所では外出も許されましたが、今村だけは一切拘留所外へ出ませんでした。謹慎の態度を示したと思えますが、本人は謙遜してか、そうは述べてはいません。

最後の拘留所生活も1954年(昭和29年)11月15日、刑期を終え釈放されました。既に戦い終えて9年、今村は68歳になっていました。

拘留所生活終了後は三畳一間の生活に

今村は、以前から長男に自宅に建築を頼んでいた三畳一間の小屋に入り、

食事と入浴以外は小屋の生活に入りました。

82歳でこの世を去るまでの14年間、この小屋で何をしていたのでしょうか。小屋に残された資料は、脚本の記事を50冊のスクラップに整理してしま

た。その内容は、国内関係では教育が一番多く、軍事、社会と続き、また国際関係では政治が一番多く、軍事、経済と続きます。今村は幼少より文学好きの少年でしたが、陸軍に進み終戦時には大将で終え、その後も苦難の道を歩みましたが、その都度の反省を踏まえ次第に関心事が広まったと言えます。

この関心の延長と思われませんが、筆者は学生時代国防に関する講演会を拝聴したことがあります。

次が、体験談の執筆と多くの出版です。執筆は刑務所の空時間を利用して、過去のメモと抜群の記憶力をもって原稿を書きたため、更にこの小屋で執筆したとみられます。

また執筆した私記の内容は、幼少期や陸軍時代の自分の生い立ちを皮切りに、終戦後は収容所時代の事実と反省の人生を語り、更に日本の歩むべき方向性に言及しています。

例えば、刑務所で無実の罪で刑死した部下から託された真実を明らかにするものも多くありました。また、自己

の司令官としての責任を認める記述もあり、豪・蘭印裁判自体の不当性を訴えて裁判そのものの問題を指摘するとともに、裁判の不当な方法についての問題について世に訴えています。

収容所・拘留所出所後は、スクラップに見られるように、国内外の出来事にも目を向け講演などもしています。

なお、このような出版から得た収入は、かつての部下将兵の慰問や慰霊・援護に使われたといわれています。

おわりに

今村は現役軍人の頃から絶えず反省し責任感溢れる人でした。

今村が作成に関わり後々将兵の生き様に多大な影響を及ぼした内容の一つに「戦陣訓」があります。「戦陣訓」は、今村が教育総監部の本部長（陸軍中将）だった昭和15年当時、支那の各方面戦線を視察した軍事課長が東條陸軍大臣に対し、「実状に照らして戦地の異常環境に即応する具体的教訓を示す必要がある」と報告し、教育総監部が教訓書作成の担任となったことに始まりま

す。

「戦陣訓」は、序と結びの他19の項目からできています。今村は後に「戦陣訓」の内容について次のように反省しています。

戦陣で守る道徳の主眼点がはつきり

としておらず、ただ徳目を並べ平等に説き、あまりに文を練り過ぎ……とくに長文になり過ぎ、「戦場における最大の勇者は、責任を重んずる者がこれである」ぐらいにはつきり表明すべきであった。

確かに「戦陣訓」には多くの徳目があります。その内容は当時支那で多発した不祥事をなくそうとする厳しい内容もありましたが、特に強調したかったのが「責任」だと思います。これは今村の生き様そのものだと思います。

今村は、自決を試みた時は第8方面軍司令官として米軍の侵入をもたらした敗北と、それに伴い多数の死傷者を発生させた責任を果たそうとしたのです。自決失敗後は司令官として無実の罪で訴えられた元部下将兵の、時には苦しい状況を聞き、相談にのり、時には励ましました。

しかし結局救うことができないまま刑死した元部下将兵が居たことの対する責任を一身に背負い、その慰霊や遺族等への伝言と援護等を終戦後から1968年（昭和43年）に82歳で亡くなるまで続けました。

徳川家康はその人生訓で「人の一生は重荷を負うて遠き道を行くがごとし」と述べていますが、今村の半生はまさしくその責任の重荷を果たす生き方であったといえます。